

休日労働相談会

～10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です～

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて、労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談にお答えします！ぜひお気軽にご利用ください。

なんでも
相談。

佐世保会場

10月20日 日

▶ 10時00分～16時00分

県北振興局天満庁舎
(旧県北会館) 3階会議室

▶ 佐世保市天満町1-27

長崎会場

10月27日 日

▶ 9時30分～16時30分

長崎県庁行政棟
3階308会議室

▶ 長崎市尾上町3-1



事前予約  ☎095-822-2398 ご予約優先！※当日受付も可能

電話相談も受け付けます！ (同時開催)

10月20日 日・10月27日 日

▶ 9時30分～16時30分

 0120-783-258

※県内からのお電話に限ります。



近年の
相談事例

- ・賃金未払い
- ・パワハラ
- ・解雇
- ・雇止め など

 長崎県労働委員会事務局

✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp

☎ 095-822-2398

長崎県労働委員会事務局

検索



にゃんとか
せんば。



お悩み
解決！

労働トラブルは… **費用 無料** **労働委員会の あっせん** で解決！

あっせんとは？

さまざまな労働トラブルを無料・迅速丁寧・
秘密厳守で解決する制度です。

- 給料、残業代を払ってくれない・・・
- 突然解雇された・・・
- パワハラ・嫌がらせを受けた・・・
- 社員が転勤に応じてくれない・・・

無料

迅速丁寧

秘密厳守

あっせんの流れ

① 内容の相談



職員が丁寧に話を伺い、
手続等をご説明します。

② あっせんの申請



様式に必要事項をご記載
ください。

③ 相手方への調査



相手方へ聞き取りを行います。

④ あっせん員の指名



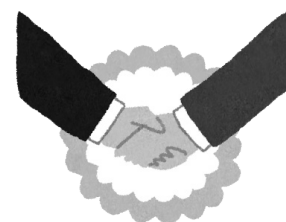
労働問題に精通したあっせん員が3人1チームで対応。

⑤ あっせん実施



双方の意見を調整し、合
意点を導きます。

⑥ 解決案の提示



意見がまとまれば、正式
に解決案を提示します。

長崎県労働委員会

公・労・使それぞれの立場を代表するあっせん員（弁護士、労働組合役員、会社経営者など）が労使双方の主張を聞き、話し合いによる解決をお手伝いします。

※労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

まずは相談  ☎095-822-2398